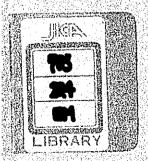
ブラジル国 サンタ・カタリーナ州 ラーモス移住地案内

(自営開拓移住者)





(1967. 1. 1.)

海外移住事業団

3.7/2.22/3/2016	
国際協力	力事業団
受入 .0.4 0.1	2 703
受入 月日 '84 . 9. 1	0 100
登録No. 14	822 - 23.4

8

24:-

4

10

37.00



目

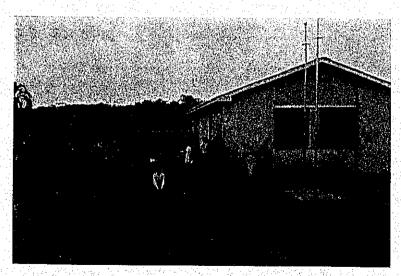
	次 ———
age at 1995 and the control of the c	
第 1 ラーモス移住地概況	
1. 自然条件	
1 1 133	
(2) 地 形	2
(3) 土 質	2
(4) 植 生	2
	2
(5) 水 利	
(6) 気 象	
2. 社会経済条件	4
(1) 主要鉄道および道路	4
(2) 近辺の都市	5
(3) 邦人分布状況	6
育2 入植地の諸条件	6
집을 받았다. 그는 그리다 그리다	
1. 移住地の造成	6
2. 公共施設および機械	6
3. 土地代および支払い条件	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
	7
5. 飲料水	
6. 保健衛生および教育	8
7. 入植者に対する援護	8
(1) 営農相談	
(2) 融 资	9
海流流 医多数多形形成 医毛毛	

第 3	営農のための参考資料9
1.	営農のすすめ方9
2.	主要作物の作付および収期9
3,	家族構成の基準10
4.	農業協同組合への加入10
5,	入植時期
137 138 22 3	
第 4	あつせん数および送出時期11
1.	あつせん送出数11
2.	送出時期
3,	入植時期
4.	あつせん範囲・・・・・11
. T	
第 5	応募者の資格条件11
第 6	移住の手続12
1.	申 込 書 類12
2.	推 世 <i>b</i>
3.	適格通知······13
0. 4.	사이들은 사람들이 가는 사람들이 되는 그리고 말했다. 그리고 말하는 사람들은 사람들이 가지 않는 것이 되었다.
	20年初の伊西
5. c	
6.	移住センターへの入所および入所中の手続14
第 7	講習訓練14
	보이는 사람들은 살이 있는 사람들은 사람들이 없다.
第 8	渡航費,支度費,集結旅費補助及び現地交通費の支給14
1.	渡航 费
	波
100	어디에서 사람들은 어느 사람들은 사람이 가지 않는데 지원 수 있는데 사람들이 되었습니다. 뭐 나는

2	支 度 費15
	X
100	
1.	現地交通費15
9	手続費用および船中雑費15
10	携行荷物と荷物運賃17
ι,	携行荷物17
2.	携行荷物運賃
	지論 등로 All Alex 기준상이 되었다. 기본 사람 기본 기본 기본 기본 기본 시 보고 기본 10
4.	- 18
	参考事項19
1.	生活物資の価格19
2.	通信宛先19
. ;	
44	



移住者住宅、左は納屋(炊事場はすべてセメント塗)



ラーモス移住地内に新設された小学校

第1. ラーモス移住地概況

これから紹介するラーモス移住地はプラジルの南部にあるサンタカタリーナ 州にあります。

サンタカタリーナ州はブラジルの最南端の州であるリオグランデドスール州 に接し西はアルゼンチンに続く、東西に細長い州です。面積は約 95,000 平方 料(北海道と岩手県を合わせた位)人口約 260 万人 (1965年で) 同州の日本人 は約 550 人で主に農業に従事しています。

ラーモス移住地は、この州の中部高原にありますが、この地帯は温帯性気候で、温帯果樹栽培地として有望視されていましたが、昭和35年サンタカタリーナ州クリチバーノス郡の郡長より、同郡内にある運邦小麦植民地の保留地を其の附近の民有地を併せて移住地をつくって日本人を入植させる話が出て具体化し、昭和38年6月、当事業団とサンタカタリーナ州農地改革院(IRASC)との間に共同移住地建設の協定が締結されました。

そして正式には「セルソ・ラーモス知事植民地」と呼ばれ、農業経営の主体 を果樹・畜産とし、それに雑作をとりいれて自営開拓移住地として日本人移住 者を受入れることになりました。

共の後、区画割り、造成、その他入植の準備をすすめてきましたが、既に伯 国内から転住した18家族(内伯人が2家族)が入植して営農に励んでいます。

将来、4 ロッテに造成する計画ですが隣接の連邦小麦植民地には、200 家族 (内日本人3家族) が居住しています。移住地には、農村電化計画に基いて将 来、電気が引かれる予定です。

1. 自然条件

(1) 位 置 ...

南緯27度15分 西経50度45分

(2) 地 形

移住地の地形は、全体的に起伏のある標高約1,000m 内外の丘陵地帯であります。これら丘陵の傾斜は概ね5~7度ですが、部分的に急傾斜の所もあります。地区内には所々に自然の湧水があるほかに数ケ所に可成り広い湿地があります。

調査地区調査項目	酸 度	有機物含	全窒案含
	(P.H.)	有量(%)	有量(%)
全地区平均	5. 4	3, 56	0, 21

(3) 土 質

地質は中生代の三系にできた玄武岩系の岩石が母岩でその土壌は玄武岩が 自然に風化されたもので、大部分は壌土でありますが部分的には植壌土、砂 壌土のところもあります。土の色は黒みがかった土褐色で土層は比較的深く 数メートルにおよぶ所もありますが、部分的には岩繋が露出しているところ もあります。

又, 急傾斜地には部分的に多くの礫があります。土壌の酸度は一般にP. H. 5.0~5.8で酸性土壌といえます。然し有機質は比較的豊富に含まれていますので、酸度矯正は容易であると考えます。

(4) 植生

この地帯は、かつて大部分がパラナ松の自然林でしたが、第二次世界大戦 後木材の急激な需要により伐採され現在では、大部分が再生林となっていま す。一部は以前に農地として利用されたことがありますが、今は概ね2メートル以上の確木、雑草等が繁茂しています。

(5) 水 利

移住地の東南境界を流れるマロンパス川は水量豊富で、深いところでは、 10メートル以上もあります。水位は一般に移住地より約8~10メートル低い ところにあります。 移住地内を流れる細流はすべてマロンバス川に注ぐもので、地形など研究 して楊水施設を設置すれば、部分的に潅漑農業が可能と考えられます。

(6) 気象

本移住地に隣接する「小麦植民地」の気象観測結果によれば、過去4ヶ年の年平均気温は15.7度(摂氏)で年により14.4~16.6 度の開きがあります。6月が最も寒く平均気温10.4度で、最も暑いのは1月で平均20度であります、最低平均気温は年平均9.1度で6月は2.6度、1月は14.0度であり、最低気温は零下6~8度にさがりますが、夏の最も暑い日は、30度以上に上昇することがあります。したがって真夏の日中は相当暑いが、夜間になると冷え込みがひどく高原地帯の住格をあらわしています。なお参考に小麦植民地(ラーモス移住地より10KM離れた地点)において観測した過去4ヶ年間の気象統計の平均は次の通りです。

5 ケ年平均(1959~1962年)

			温	(C°)		降雨量	降雨日数	降霜日数
月別	平均 気温	平均最高	平均 最低	絶対 最高	絶対 最低	(mm)	(日)	(日)
1	20.0	28.8	14. 0	34. 6	3, 9	131.8	12	0
2	19.6	27.8	14.0	33.8	2.8	145.8	13	0
3	18.8	26. 9	12.2	33. 0	0, 6	115.2	10	0
4	15.8	24.5	9. 1	32. 4	-2.6	107. 6	10	3
5	11.8	20.7	4.6	27.4	-7.2	111.8	8	6
6	10.4	19.7	2.6	27. 1	-8.8	58.7	7	10
7	11. 1	20. 3	3.2	27.0	-8.4	58.1	7	6
8	12.7	22.0	5.5	30. 9	-6.5		9	5
9	15.5	23. 7	9.6	32. 3	-6.0	192.9	12	2
10	16.3	24.5	10.3	32. 6	-1.2	143.9	11	0
11	17.2	26. 2	10.7	34.0	-0.4	109.8	12	0
12	19.2	28.5	12.6	35. 4	1.5	117.4	9	0
年間平均	15. 7	24. 5	9. 1	35. 4	-8.8	計·1.346.3	計 120	計 32

雨量は上表で明らかなように、6、7、8月が少くその他の月が多くなっています。湿度についてはクリチバーノス気象観測所での年間平均相対湿度は82%で、月平均の最高は85.5% (4月)、最低78.3% (11月)です。

当地方一帯の降霜は上表でもおわかりのように長期間にわたってあるため 農作物に対する霜害は十分考えられますのでこれに対する注意が肝要です。

2. 社会経済条件

(1) 主要鉄道および道路

サンタ・カタリーナ州を縦断するサンタ・カタリーナ鉄道が本移住地の西 方80キロメートルのところを南西から北東にはしっており、最寄駅ヴィディ ラからの他の主要都市までの距離は次の通りです。

この他、ラージェス市(移住地より東南に約110 KM)を起点としてサンタ・カタリーナ鉄道に合流する線と直接イタジヤイ港に至る線とがすでに着工されているので、将来は非常に便利になると考えられます。

道路はクリチバーノス市の東方の12KM地点を南北にはしるBR 117号国産(旧BR 2号国道)があって(サンパウロ――ボルトアレグレ間)陸路輸送が活発に行なわれています。移住地内にはかってバラナ松の伐採搬出のためにつくられた林道がありますが、近くサンタカタリーナ州農地改革院(IRASC)により幹線道路と、これと各ロッテとを連絡する道路を造成することが予定されております。なお、現地移住地センターからクリチバーノス市迄の道路は隣接小麦植民地を経て、その4KM先の地点でヴィディラ市からくる州道に出て同市へ続いており、この州道には1日数回のバス便があります。移住地センターから東南境を流れるマロンバス川架橋工事は41年10月に着工されましたので、これが完成されれば、距離は23KMに短縮されることになります。

なお、クリチバーノス市から各都市までの距離を参考のためあげれば次の 妻の通りであります。

各都市への鉄道距離	各都市への道路距離
ヴイデイラ← 645KM	クリチバーノス← 84KM
→ク リ チ ー バ	→ラ ー ジ エ ス
" ←1,168KM	# ←283KM
→サ ン パ ウ ロ	→ク リ チ ー バ
" ←1,032KM	" ←740KM
→ポルトアレグレ	→サンパウロ
	# ←450KM →ポルトアレグレ

(2) 近辺の都市

イ. クリチバーノス市(移住地から約23KM, 小麦植民地経由では47KM) この市の人口は約1万人で郡役所があり、教育機関としては、小学校 3,中学校2, 節範学校2, 商業学校1等があり、郡内には小学校が80 余校あります。

医療機関としては医院、歯科医院、薬局および保健所等が数軒づつある他、病院は綜合病院があります。

娯楽機関としては映画館2、スポーツクラブ2等がありホテルも数軒 あります。

また金融機関としてはブラジル銀行, 商業銀行, 商工銀行等があります。郡内で最も盛んな産業は製材業であり, 58の製材所があるほかマッチ, 限物, 家具, レンガ工場等があります。

ロ. ラージェス市 (移住地から東南約110KM)

当市はクリチバーノス都に隣接するラージェス郡の中心地で1960年に市制がひかれBR 117 号国道の貫通で当州随一の交通の要点となりラーモス移住地にとっては生産物の販売、生活物資の購入など経済而で最も密接な関係があります。

人口は約5万人で州内で第5番目の都市であり、中学校11、高等学校 2、農学校1等があり最近大学の設立も計画されており、将来は商業都 市としての発展が予想されます。

ハ. ヴィディラ市(移住地から西方に約80KM)

この市は人口約5千人でサンタカタリーナ鉄道がはいっており、肉類 加工場、精粉工場、ブドウ酒その他果実酒工場などが多数あるほか州立 果樹試験場があります。

ニ. カサドール市 (移住地から西北に約80KM)

この市はヴィディラ市の北方約30KMにあって人口約3千人を有し、 州立農業試験場があります。農業試験場では特に果樹、小麦の試験研究 が行なわれています。

(3) 邦人分布状況

サンタカタリーナ州への邦人進出の歴史は極めて浅くその殆んどが戦後です。昭和41年6月末現在,102家族単身者29人の計552人で大部分は農業に従事しております。当地方は勤勉実直な邦人に対しては好意的であり、将来の活躍に極めて大きな期待がよせられています。

第 2. 入植地の諸条件

1. 移住地の造成

移住地の区間(ロッテ)割りは、その大半が実施済で現在地区内の交通には 林道が利用されておりますが、サンタ・カタリーナ州農地改革院(IRASC) は幹線道路および各ロッテに通ずる道路の建設を近く行なう予定になっていま す。

公共施設および機械

移住地内のセンター(移住地中央の公共用地)には既に、レンガ建の小学校 事業団駐在員事務所、共同販売所付倉庫等があり又発電設備、揚水装置があり ます。 事業団は入植者接護のため当移住地に次の車輌,機械等を配置しております。

大型トラック (フォード1963年型) 1台

中型トラクター (# 1964年型) 1台

動力噴霧機(初田式) 1基

発 電 機

(注) トラック、トラクター、動力噴霧機は組合に貸与し組合が責任をもって有料にて共同利用することとし、その管理を行ないます、又発電機は前記移住地公共施設に配電するために利用します。

3. 土地代および支払い条件

- (1) ロッテの分譲は、サンタカタリーナ州農地改革院 (IRASC) が直接移住者との間に現地通貨建により契約を締結します。
- (2) ロッテの面積は均一ではなく最少ロッテは、18.99ha、 最大ロッテは 31、14ha で、平均 25.12ha であります。
- (3) 各ロッテの分譲価格は住宅資材を含め均一1,997,106 クルゼイロスであります。
 - (注) 昭和41年10月1日現在邦価に換算すると約33万円です。
- (4) 土地代の支払い方法は、入植後3年据置で、以後10年間無利子均等年賦払いであり、サンタカタリーナ州農地改革院に払込みます。地権は原則として13年後の土地代完済(土地に関する一切の負債完済後)にIRASCより交付されることになっております。

4. 住 宅

(1) 入価者の住宅はサンクカクリーナ州農地改革院 (IRASC) により建築 資材の大部分が準備され、各自が入価後組立建築を行ないます。この建築資 材の主なものは土地分譲代金の中に含まれています。この準備された資材で 出来るのはA型 (51m²) の住宅です。 あと自分の資金を足して作れる住宅にB型 (70m²) の住宅があります。既 に入植中の日本人移住者は、主にB型を建てています。

(2) 住宅の規模は大体次の通りです(図面は別添を参照して下さい)

	<u>A 型</u>	B 型
家屋の規模	51m²	70m²
寝 室	2 部屋	2 部屋
食堂(兼居間)	1	1 "
台	1 #	1 .

(3) 個人住宅が出来上るまでの間、事業団は入植初期の宿舎として移住センターに仮泊施設を設けて無償で皆さんが利用出来るようにしています。

5. 飲料水

各入植者は飲料水を取得するために各人が非戸を掘らなければなりません。 ロッテによっては岩盤の所もあるので作業に若干手間どる場合もあります。

6. 保健衛生および教育

既に述べた様に、クリチバーノス市には病院及び医院があるので移住者はこれらの機関を利用することになります(現在事業団は綜合病院と特別契約し、日本人には割引診療の便宜をはかっています。)

なお、事業団は移住者の保健予防衛生上の見地から場合によりサンパウロに ある日本移民援護協会の日本人医師を巡回させることがあります。

教育については、移住地内の小学校で小学教育をうけることができます。 中学校以上はクリチバーノス市あるいは付近の街に下宿して共の市の中学校 にゆくことになります。

7. 入植者に対する接護

(1) 営農相談

事業団は、移住地センターの駐在員事務所に職員を駐在させ、入植者の生 活、及び営農のお世話をすることにしています。

(2) 融 資

事業団は、入植後、営農資金を必要とする方に対し、事業団の定めた一定 の基準による現地融資を行なうことがあります又伯国の銀行にも農業融資が あるのでこれら利用することも出来ます。

第3. 営農のための参考資料

1. 営農のすすめ方

前に紹介したように、この地帯が温帯果樹の栽培に適していることから、営 農の基幹となる作物として桃、ぶどう、りんご等の温帯果樹に肉豚飼育を並行 することが考えられます。この豚の飼料としてのマンジョカ、大豆、トウモロ コン等が自給できます。

そして、これ等が回転するまでのつなぎとしてトマト、馬鈴薯、玉ねぎ等の そ薬類を取入れることができます。

参考までに紹介しますと、現地から入植した移住者は、桃 (ネクタリーナ) を中心に肉豚 (デュロックジャージ) を取入れつつあります、そして、つなぎ としてトマト、馬鈴薯、玉ねぎ、フェジョン等の短期作物を栽培しています。

獲

2. 主要作物の作付および収期

機 (6,7月植付——1,2月収穫) りんご (3月植付——4月下旬収穫)

果樹類 ぶどう (2月榧付――3月収穫)

梨 (7月櫃付--2,3月収穫)

李 (12月中旬植付---1月中旬収穫)

トマト, 人参, 豌豆等 (10月播種---2, 3月収穫)

玉葱, ニンニク等 (4, 5月播種――12月収穫)

トウモロコン, フェジョン, 陸稲, 馬鈴薯等 (8, 9月播種---3 4月収穫)

小麦, 燕麦 (6月播種——11, 12月収穫)

(注) 播種から収穫についての栽培期間は上記の通り巾があります。

3. 家族構成の基準

入植当初は山伐り、開懇と併行して農地の造成植付作業等が重なるので出来るだけ自家労力が多いことが有利です。なお、最低でも、夫婦を中心とした3人以上の稼働力を有する家族が望ましいです。

4. 農業協同組合への加入

当移住地は、市場としての大都市から比較的離れているので、農産物をより 経済的に販売し、あるいは、日用品を購入するのに便利なため、すでに「農業 協同組合」が結成されていますから、加入することが望ましいです。

5. 入植時期

- イ. この移住地における山伐り、開墾は気象の関係から6月~7月が最適とされているので、この時期に間に合うよう5月~6月に入植する必要があります。
- ロ、上記の適期に入植が困難であるが、2~3ヶ月遅れて入植する移住者の方には希望により初年度の営農予定地の山伐りの代行者を事業団支部があっせんします。

なお、初年度における作付は標準家族で約5~6ha 位が考えられますが、 この山伐りに要する経費は約50,000円程度、必要です。

詳しくは県事務所にお問合わせ下さい。

第 4. あつせん数および送出時期

1. あつせん送出数

昭和41年の送出目標として10戸を予定しています。

2. 送出時期

3~4月

3. 入植時期

5~6月

4. あつせん範囲

全県対象

第 5. 応募者の資格条件

この移住地に移住するためには、ブラジルへ、永住の目的で渡航する方でなければなりませんが、そのほかブラジル政府側に入国するために必要とする条件があり、また移住者として安定した生活をきずき得る基礎的な要件をそなえていなければなりません。具体的には次の様な要件をみたすことが必要です。

- 2. 原則として農業労働に従事することの出来る者が家族中に3人(15歳以上,50歳末満)以上いること。
 - 3. 移住地に到着した時、自己資金(営農資金および生活資金)として最低

40万円以上所持していること。但し、この40万円とは別に、船中雑費、通 関費用、現地交通費等を若干準備する必要があります。

なお携行資金の内訳は次の通りであります。

(1) 営農資金

入植初年目に必要な経費および組合加入企等約20万円以上です。

(2) 生活資金

生活費は年度途中の換金作物の収入のほかに、最低20万円を必要とします。

- (注) 生活費は一応家族5人を基準としたもので、家族数の増加する場合 はその人数により若干の増額を必要とします。
- 4. 家族の全員が心身ともに健康で、かつ次の疾病および身体的欠陥がないこと。
 - (1) トラコーマ, 結膜炎, 各種伝染病, ライ病, 結核性疾患, ガン, 精神病, 性病, アルコール中報, 麻薬中毒, 遺伝性疾患, 心臓病, 高低血圧症
 - (2) 不具廃疾、労働に支障ありと認められる身体機能障害(小児麻痺によるもの、手足、指の切断、先天性又は、後天性畸型)、慢性臓器疾患、腺病体質、盲媒腫、義限、色盲
- 5. 思想堅実で犯罪その他反社会的行為をしたことのない人

第 6. 移住の手続

1. 申込書類

入植希望の方は、手続をすすめるにあたり事業団各都道府県事務所(以下県事務所という)と密接な連絡をとり、移住申込むその他の必要協類を作成し、 当該県事務所へ提出します。

2. 推 せ ん

県事務所は移住の申込があった場合、当該申込者が移住者としての資格条件 を有し移住適格者であると認めたときは当該申込書類を添えて事業団本部に推 せんします。

3. 適格通知

事業団本部は選考の結果適格と認められた方に対して横浜, 神戸移住センターから県事務所を通じて「適格通知書」を交付します。

4. 選考事務所審查

移住者は、永住査証取得に際し、伯国極東選考事務所において、職業適性選 考と医療選考(而接、身体検査を含む)とを受けなければならないため、県事 務所の指示に従い所定の必要書類を作成し提出する。選考日については事業団 より県事務所を通じ別途通知します。

5. 渡航手続

- (1) 移住希望者は適格通知書受領後, 県事務所と連絡をとり渡航手統を開始 します。
 - (2) 県事務所は適格者が旅券申請をした場合ただちにその申請年月日及番号を事業団本部に通知します。
 - (3) 適格者は査証申前にあたって県事務所の指導により、谐類を作成の上東 日本地区は事業団横浜移住センターに、西日本地区は神戸移住センターに 県事務所を通じ提出します。(この査証書類は通常乗船目前に到着しない ときは、予定の船が間に合わぬ場合があります)

6. 移住センターへの入所および入所中の手続

- (1) 査証とりつけの方に対しては、横浜、神戸移住センターに入所する日時 を県事務所を経由して本人に通知します。なお移住センターへの入所 は、乗船の大体10日前と定めています。
- (2) 入所中次の手続が行われます。なお細目については別に連絡します。
- イ. 旅券の交付および入国査証
- ロ. 渡航費の支給
 - ハ、携行金のドル交換
 - ニ. 携行荷物の税関。申告, 通関
- ホ. 支度金, 集結旅費, 現地交通費の支給
- へ、移住者輸送援護共済積立金の徴収

第 7. 講 習 訓 練

郷里出発前,および移住センター入所後乗船までの期間,ポルトガル語、現 地事情,生活と保健衛生,国際教養,携行荷物等について訓練,講習を行いま す。

これは移住して其の国の言語を解し、その社会の習慣等に早く**似れるために** 行うものです。

第 8. 渡航費, 支度費, 集結旅費補助

及現地交通費の支給

1. 渡 航 費

日本の乗船港(横浜又は神戸)からブラジル国サントス港までの規定の船貸

(超過荷物運賃を除く) 全額が、事業団より支給されます。

2. 支 度 費

移住者に対し事業団から次の基準により支度費が支給されます。

12歳以上

7,000円

3 歳以上12歳末満

3,500円

3 歳末満

1. 750円

3. 集結旅費補助

移住者に対して、現住所から、乗船港までの交通費の半額、集結旅費補助と して、事業団から支給されます。

4. 現地交通費

事業団から次の基準により現地交通費が支給されます。

サントス~ラーモス 12歳以上

2.500円

1 歲以上12歳未満

1.250円

移住者はサントス港で下船し、ここから陸路約890KM離れたクリチバーノ ス市を経由してバス及びトラック便を利用して移住地に向う。

第 9. 手続費用および船中雑費

家族の人数によって異なりますが、5人世帯で12歳以上の方が、3人の場合 を計算しますと所要経費は約87,000円位かかります。

たお、参考までに、その明細の一応の基準を掲げると、次の通りです。

項目	所要額	備考
①申込段階の諸経費	(5,510円)	
戸籍 路本 下 付 料	400	4 通×@100円
農業従事証明 鸖 下 付 料	160	4 通×@ 40円
健康診断書(診断料)	2, 500	5人×@500円
〃 (証明料)	250	5人×@ 50円
写 真	1, 200	3組×@400円
県 事 務所への連 絡旅 費	1,000	1回×2人×@500円
②適格決定後の諸経費	(24,020円)	
戸籍勝本下付料	200	2 通×@100円
農業従事証明 書下 付料	120	3 通×@ 40円
健康診断費	11, 500	5人×@2,300円
種 痘 証 明 書	3, 500	5人×@700円
レントゲン写真	5, 000	5人×@1,000円
旅 券 下 付 料	240	2人×@120円
写	360	焼增20円×6枚×3人
印鑑証明書下付料	100	2 通×@50円
県事務所への連絡旅費	3, 000	2回×3人×@500円
③センター入所関係諸経費	(41,750円)	
郷里からセンター までの汽車賃	4,500	
" 荷物運賃	8, 000	20個×@400円
荷物個包料	23, 000	10個×@2,300円
	一 表示等 歷	(1個10才として)
船積運搬料	6,000	20個×@300円
共 済 積 立 金	250	5 人×@50円
(C) (2)	16 000-	
④船 中 雑 費	15,000円	
检 計	86, 280 _[-]	

第 10. 携行荷物と荷物運賃

1. 携行荷物

- イ. 現在使用している農機具はなるべく携行することが望ましく,特に耕耘機, 揚水ボンブ, 動力噴霧機, 脱穀機, 唐箕, 剪定用具, リヤカー, 鋤, 大工道具等は携行すると便利です。
- ロ. 但し、新品の農機具は関税の対象となります。又使用していた農機具でも例外的に課税されるものもありますから、注意を要します。
 - (注) 農薬, 肥料等は現地で購入することが出来ます。
- (2) 自給用として蔬菜類の種子を小量携行すると便利です。
 - イ. 衣服類(夏冬用)および蒲団,毛布,蚊帳などは現在利用中のもの全部 携行して下さい。特に当地区は冬の寒さが厳しく零下5~6度に下ること もあり、また一日の温度の差が激しいので冬用の衣服および寝具類は必要 です。
 - ロ. 現在使用中の台所用品は出来るだけ携行するのが望ましく新規に購入する場合はつとめてアルミ製品や、プラスチック製品を購入することが有利です。
 - ハ. 地下足袋 (各人5足以上), ゴム長靴又は半長靴 (各人2足位) は、 農 排用として必要であり、サングル等も家庭用として持参することが便利で す。
 - ニ. 雨具として傘およびカッパ等は必要です。
 - ホ. 家庭常備薬は携行することが望ましいです。
 - へ、その他、自転車、ミシン(足踏)、トランジスターラジオ(オールウェーブ)、等および醤油、 行語、干魚、若布、 昆布等小量は携行すると便利で

2. 携行荷物運賃

携行荷物の船による運賃は次の基準で扱われます。

(1) 無料扱の限度

大人 12歳以上のもの 1人につき 60才 (1才=1尺³) 小人 11歳~3歳のもの " 30才 小児 2歳~0歳のもの " 15才

(2) 超過運賃

前に述べた側限量を超過した荷物は1才につき495円の超過運賃を支払わなければなりません。

(注) 1才とは1尺立方の容積であって重量に関係ありません。例えば大型柳行李1個は約6才、石油缶1個は約2才です。

3. 携行外貨

移住者の携行(交換)できる資金としては1世帯につき最高5,000 ドル(1 ドル約360円)まで携行できます。但しそれ以上の携行を希望する場合は日銀の許可が必要です。

4. 上陸港での通関

携行荷物に対する税関検査はサントス港下船後、伯国官吏によって行なわれます。

通関の際に、農業移住者としての職業用具と認定されない機械器具又は生活必需品であっても、同一の物品が多量の場合は、販売を目的とした商品とみなされ、税金や罰金が課せられます。その課税額が普通その物品の現地評価額に対し約350%の税金罰金となりますから、その支払のため入植資金をなくしてしまうことが往々にしてあります。

(注) 無税通関した荷物であっても、もしそれを一般人に販売した場合はこれを輸入品として評価し、関税販売税等、その他の税金を追儺する法律があります。

課税対象になる物品について Declaração de Bens (引越財産証明書)を申請すると、無税になる場合もありますから、よく県事務所に相談して下さい。

第 11. 参考事項

1. 生活物資の価格

現地の物価は、経済変動のためインフレの傾向にありますが、クリチバーノ ス市における物価は概ね次の通りです。(昭和41年3月現在)

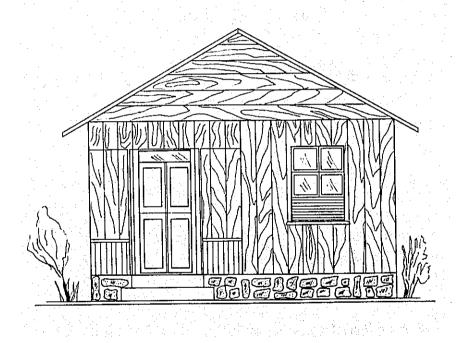
			D	ルゼイロ・・・	日本円
日		米	炎60kg	24,000	(約 4,000円)
牛		肉	1 "	1, 100	(約 180円)
塩			1 "	300	(約 500円)
砂	•	糖	1 "	500	(約 825円)

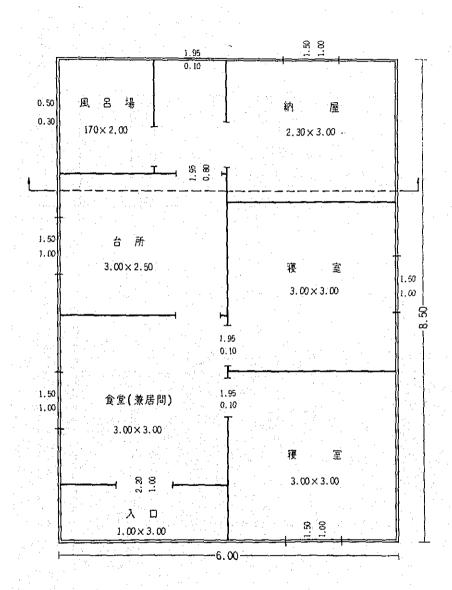
(注) 昭和41年3月現在1ドル (360円) は伯貨2,200 グルゼイロです。

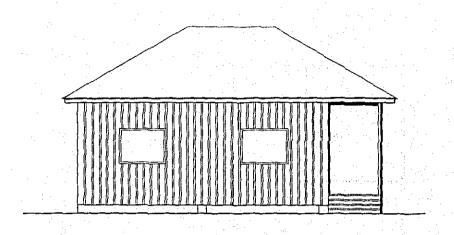
2. 通信宛先

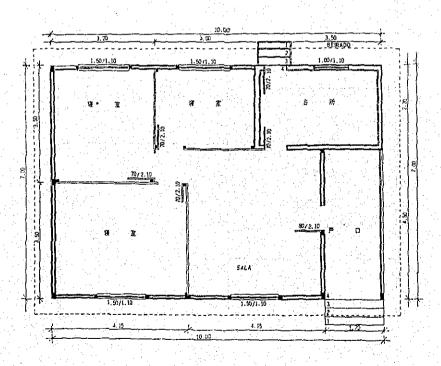
Ilmo. Sr.

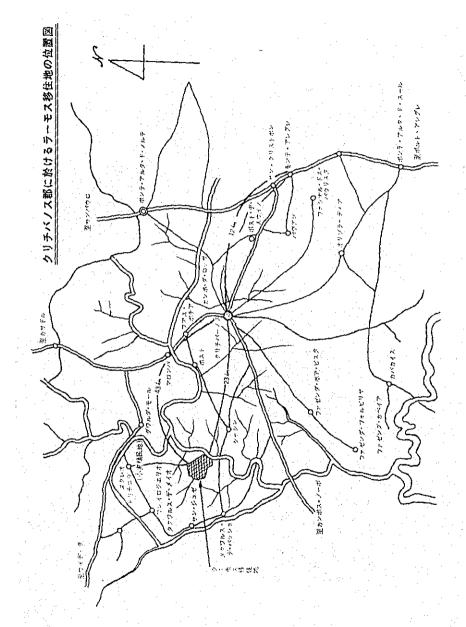
C.P.76 CURITIBANOS, SANTA CATARINA, BRASIL

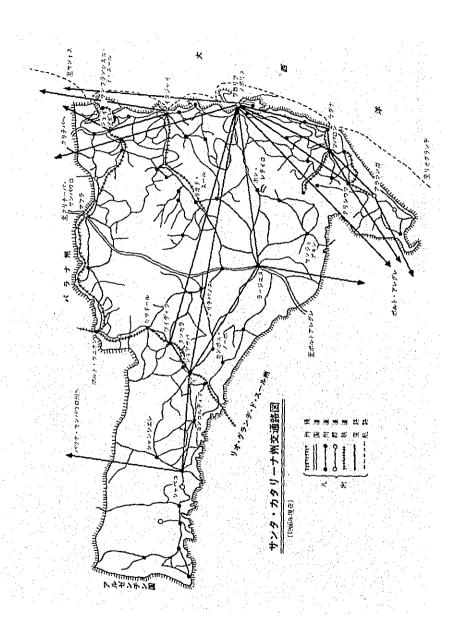




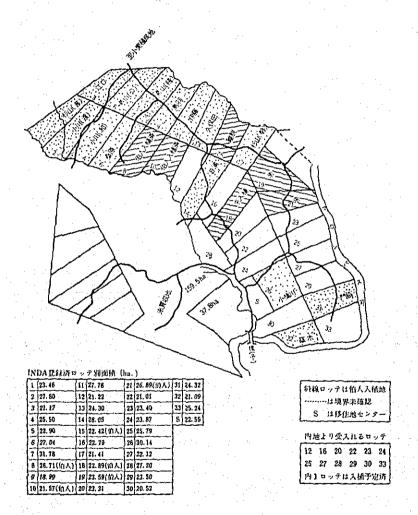








ラーモス移住地ロッテ割図面



サンタ、カタリーナ州内在住邦人移住者一覧表

(1966. 5. 1. 現在)

	®	(2)	ூ	(8)	B	(2)	(2)	(8)	(9)	(8)	(6)	6	\$	6	6	B	₿	6	8	a	9	@	9	9	@	(4)	Θ.	0	Θ	
サンタカ	TRÉS BARRAS トッカレス, ベラ	TUBARÃO	TUUCA	SÃO LUDGERO サンルジェ	SÃO JOAQUIM サン, ジョフキ	RIO DO SUL	COLONIA RAMOS ラーモス移住地	PORTO I	PORTO BELO	у ј Мосет је	PAPANDUVA ババンドウ	MAFRA	LAGES	JOINVILE ジョイ:	ITAJAI	ILHOTA イリョ	GUARAMIRIM	GRAVATAL	GASPAR	FLORIANOPOLIS フロリアノボリス	CURITIBANOS クリチバーノ	CRICUMA クリッシ	CONCORDIA コンコールデ	CHAPECO	CANOINHA	CAMPOS NOVOS カンポス、ノーボス	CAMPO ALEGRE カンボフレグレ	BRUSQUE	BRUMENAU	
タリーナ生		12	μ			1	A RAMC	UNIAÕ		ų		7	н	r.	4	۳	100	ı		NOPOLI		4	٠.	n YQ		NOVO NOVO	ALEGR	Œ K	NAU	
	× ====	٧ ===	*	= {	が観音	۶ ===	明 明 S(開	· ===	□ □ □	# {!	× ===	3	× ====	ر اا	=== ~	} - -	× ===		7		<i>κ</i>	ا ا	7	J .	4	1		4	4	_
報告率 22 28 48 88	報信	最短	製物	製油	報句	報		最高	副令	製金	製物	報告	録句	製金	観名	製品	最低	観句	観高	最高	観句	銀句	収割	報信	観	最高	報衙	報句	電布	
2 134 6 140 8 274	3 13	11					1 13(7	12(25	1 2		1 7(4 23(1 6(2 16(2 10(2 9	μ. 			1 7 45(3 2		- 1 - No.		2 1:				12	機
134(95)5 140(119)3(1) 274(214)8(1)	13(12)	6(5) 9(7)			1	1	(9)	7(5)	(10)	8(5)	2(2)	4(4)	(4) (19)	55	39	9(9)	7(6)			5(4) 5(42)	24(18) 3(3)				12(10)				8(7)	>
) E(E)	<u></u>	1 1			23	1	<u>_</u>		1		<u></u>	Ī	11	<u> </u>	11		ı I)2(1)	11			-	Ĭ			-	<u> </u>	
49 8 57	-	1	2	Ī			20 1		–	-	2	100		1 12	н	1		-	1	1	55	4	1	1		1			4	数
221 (28 (252 (5		7(æ æ		99(3)6	6(4)98	65	8			1(13(21(771		4(}	4(13	>
<u>£37</u>	ಀ	1			<u> </u>		23		22_	1	ٷ	<u> </u>	అ	⊕ ا	<u> </u>			1	2)	75	<u> </u>	<u>.</u>		_ မ		ఆ	1		· .	
19 21	22	ω	1	1	,_		1		1	سنو	1		10	N)		1		ω	J .	11		1_	1				N		1	
71 355 (166) 24 34168 (132) 5(1) 105 523 (298) 29(1)	4		~	1	<u> </u>		21 1. 1	<u> </u>	2	100	ω	12	0110	<u>⊢6</u>	ωιν	ω	<u> </u>	1		2	. → 8	4	- 1	1	10			-	24	7世
55(16 58(13 58(29	18(1	96	7(,	8		112(3 2	7	15(1	8	Ħ	24	28()	6 6 7 1	16(1	17(7		#	12(58(4	380	17(4(12(4			823	>
8) 5 5 29		<u> </u>	5		<u> </u>	1	32)	5	12) -	5	<u> ඉ</u>	<u>&&</u>	<u>53</u>	55	<u> </u>	<u>9</u> -	<u> </u>		2)	9) 49)2(<u> </u>	5		3)	10)	<u> </u>			<u> </u>) <u>Jan</u>
(I) 27	12	4			ω		1 18						110	21	1 1	_		ယ		2(1)	1 1					н		-	<u> </u>	(
=	ω				29		1		ļ —						12	2						-4-								
22			2			4	18														N								- <u>*</u>	推
5		ა								lo.			ı	ω							2									===
29	ယ	ω		ы						<u> </u>	-	6/1	12	Ю		1 7 7		ယ	-		4	4		<u> </u>		12	N			推
ω					1/2															н										E
13					10		(同居)													ш									4	推
H					1.0		<u> </u>																		*			-		
ω		19.14						-					,,			- 11				'										推
27		υī		-						22			ယ	ڻ.				Ç.	-	1	ÇI .					2				
87	G	2 1 2	1/3		4		21			. ب	ω	13	ı	12	1/2	ယ				,_	4	4		<u>.</u>			2		4	子媒反案
43(24)	2(2)	1			1		16(4	3(3)	2(2				4(4		5(4	မ				2(2	4(3									かった
)26(17)	"	<u> </u>				-	5	3) 2(2)	2) 1(1)	2′			4) 7(-	<u> </u>)1(2) 2(3) 4(н.			· .				-	-
	-				-	-		75	<u>U</u>	<i>P</i> 3			<u>ඉ</u>	-			(1)			2(2)	_်ယ									4
2(1)																							_		1(1)					松
15(13)	1(1)	1(1)		1(1)								(T.)T	1(1)	1(1		1(1				7(1	1								11.6	Ě
)63(21)	5	3	<u> </u>		—		15		Ä	Ä	2(1) 4(1) 9		IJ)1(ω		1) 3(ارد				1	٧.	=	 ¤	
21)11(<u> </u>					-	2) 1		<u>ال</u>	5	2(2)		3) 2(22			1)			<u> </u>]1(5	3(2)	男
ඉ	1				1		1		<u> </u>	1		1	(2)							2(2)					(1)				n in the second	*

